

地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付研究員に関する就業規則の一部改正 新旧対照表 (案)

| 新 | 旧 | 改正理由等 |
|---|---|--|
| <p>(給与規程等の準用等)</p> <p>第 8 条 前条に定めるもの以外に関しては、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程を準用する。ただし、第 1 号任期付研究員及び第 2 号任期付研究員に対する給与規程第 26 条第 2 項の規定の準用については、同条同項中 <u>「100 分の 125」とあるのは「100 分の 172.5」とする。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</u></p> | <p>(給与規程等の準用等)</p> <p>第 8 条 前条に定めるもの以外に関しては、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程を準用する。ただし、第 1 号任期付研究員及び第 2 号任期付研究員に対する給与規程第 26 条第 2 項の規定の準用については、同条同項中 <u>6 月に支給する場合には「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 170」、12 月に支給する場合には「100 分の 125」とあるのは「100 分の 172.5」とする。</u></p> | <p>・組合との交渉結果を踏まえ、期末手当の支給月数を改定するための改正</p> |